

公正取引委員会競争政策研究センター 第41回公開セミナー

課徴金減免制度導入後の 10年の成果と今後の在り方

平成28年4月22日

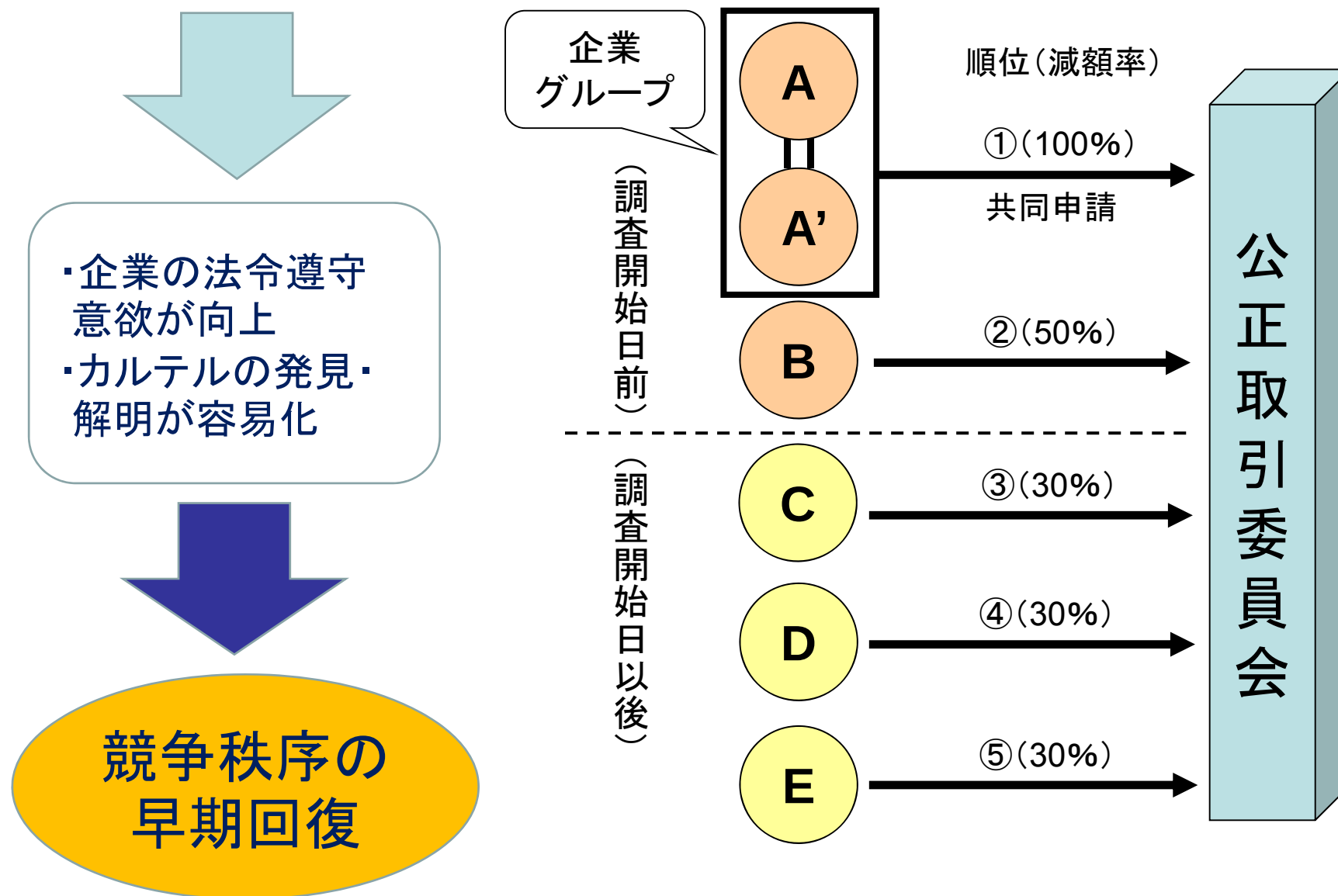
公正取引委員会事務総局審査局長

山田 昭典

課徴金減免制度とは？

→法定要件(事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、公取委に報告する等)に該当すれば、課徴金を減免する制度

資料1



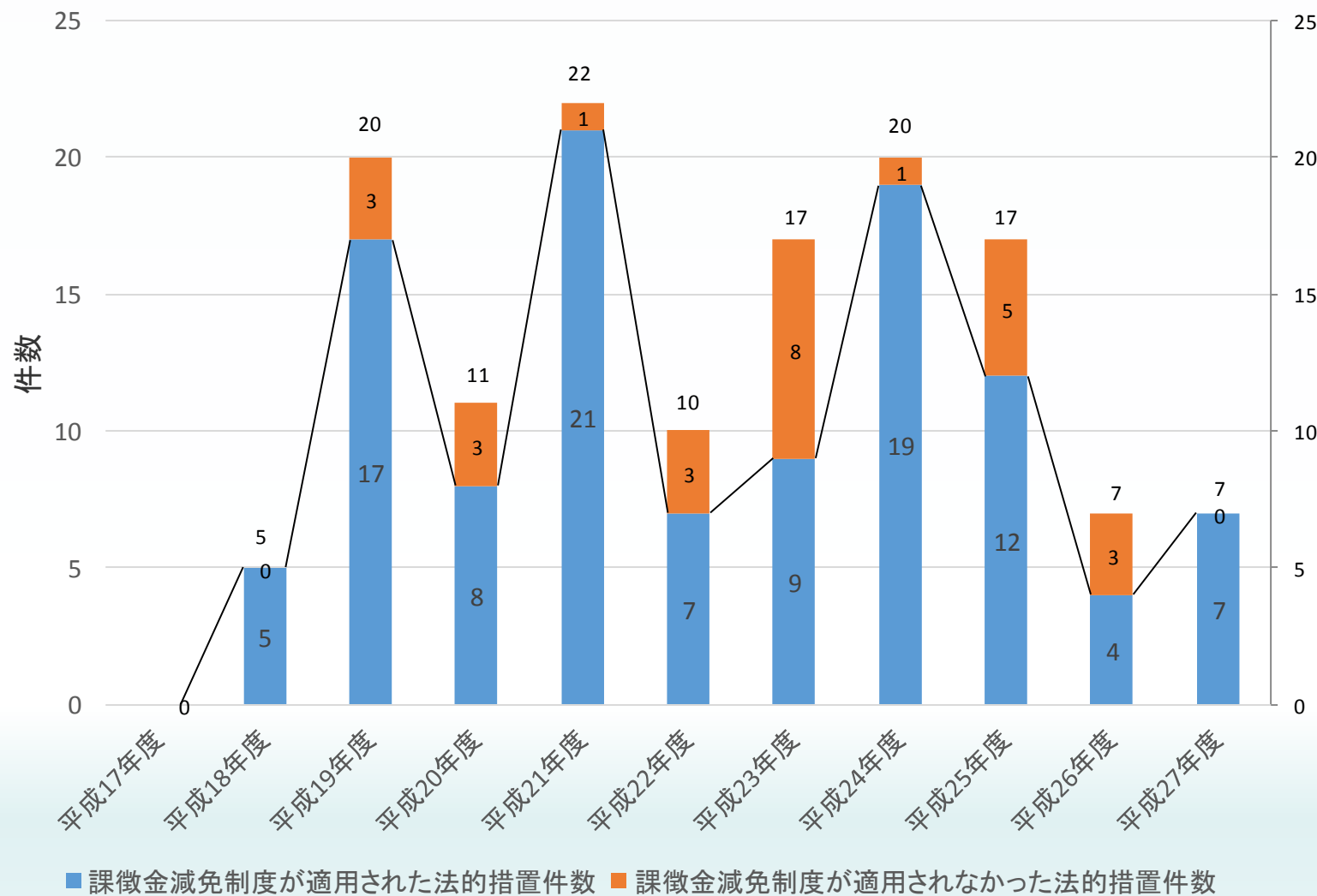
課徴金減免申請件数の推移



(注1) 平成17年度については、課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から同年3月末日までの件数である。

(注2) 平成21年独占禁止法改正法(平成21年法律第51号)により、平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている(①減免申請者数の拡大:調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし、調査開始後は最大3社まで)に拡大する。②共同申請:同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。)

課徴金減免制度の適用状況



		日本 	欧州 	米国 		
制裁金	上限額	一律かつ画一的に算定・上限額なし		全世界年間売上額の10%	1億ドル／利益・損害の2倍	
	基礎額	基本算定率	原則10%（行為類型、業種及び企業規模に応じた画一的な率）		30%以内	20%
		対象となる違反行為期間	最長3年		上限なし	上限なし
	調査協力・非協力の勘案	—		○	○	
		加減算率	—		裁量的に決定	裁量的に決定
	制度の特徴	➢ <u>課徴金の水準が低い</u> ➢ <u>調査協力の状況は課徴金額の基礎額の加減算に反映することができない</u> ➢ <u>基礎額の加減算の率が法定化、非裁量的に決定</u>		➢ <u>制裁金・罰金の水準が極めて高い</u> ➢ <u>調査協力の状況を勘案して、基礎額の加減算を行うことが可能</u> ➢ <u>基礎額の加減算の率は、裁量的に決定することが可能</u>		
リニエシー	免除される事業者	最大1社		最大1社	最大1社	
	減額される事業者	最大4社		制限なし （ただし、重大な付加価値を有する証拠を提供する場合）	制限なし （司法取引の場合）	
		減額率	申請順位・時期により 50%又は30% 率 率は画一的・非裁量	1位:50%～30% 2位:30%～20% 3位以降:20%以内 裁量的に率を決定	裁量的に決定	
	全面的・継続的な調査協力義務	—		○	○	
	制度の特徴	➢ <u>免除される事業者：違反事件の端緒を得るためのツールとしては機能しているが、完全協力義務の不存在により、その後の調査協力を得るためのツールとしては不十分</u> ➢ <u>減額される事業者：事実報告・資料提出により実態解明に当たって一定の効果が得られているものの、完全協力義務の不存在や証拠の付加価値を考慮しないことなどにより、その効果は限定的</u>		➢ <u>免除される事業者：違反事件の端緒を得るためのツールとして機能しているほか、その後の調査においても全面的な協力義務が課されているため、効率的に事件を処理するためのツールとしても機能</u> ➢ <u>減額される事業者：全面的な協力義務を課するとともに証拠の付加価値を考慮して減額率が決定されるため、実態解明において最大限の効果が得られる</u>		
当局との合意による減額		—		和解制度による制裁金の減額：当局が和解に適する事案であるかを判断した上で協議を開始し、事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことを申し出て、当局が合意した場合には、手続を簡略化し、制裁金を10%減額する	司法取引により調査協力の度合いに応じた裁量的な量刑の軽減が可能：通常、反トラスト法違反事件に基づく司法取引では、捜査機関への協力義務が含まれる一方で、事業者側は量刑上有利な取扱いが得られる（訴因の縮小、一部撤回、求刑の引下げ等）	
調査非協力・妨害に対する措置		検査妨害等の罪（独占禁止法第94条） 適用事例なし		調査非協力・妨害は違反行為に係る制裁金（理事会規則第23条第2項）の加算のほか、調査非協力・妨害単体でも、別途制裁金（同第23条第1項）・履行強制金（同第24条第1項）の対象となり得る 適用事例あり	調査非協力・妨害は、量刑の加算事由となるほか、司法妨害罪及び偽証罪が別途科され得る 適用事例あり	

対立型
事件審査

事業者が調査に協力するインセンティブが確保されていない。

事件処理に多大なリソースとコストを要する

協力型
事件審査

事業者が事実認定に資する証拠資料や供述を自ら提出するなど、積極的に調査に協力するインセンティブが確保されている。

より少ないリソースとコストで効率的な事件処理が可能